

会員倫理規程

前文

ネクスト・アイズ協賛会(以下本事業という)の会員(以下「会員」という)は、法人、個人を問わず、住まい関連の職務に従事する者として、高い倫理観に基づき業務を行うことが要求される。本規程は、本事業にかかる倫理の保持に資するため、必要な措置を講ずることにより、業務の遂行に対して疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって消費者から信頼を確保することを目的とする。

第一条 会員は、本事業の遂行にあたって、本規程を尊重するとともに、法令を遵守しなければならない。

第二条 会員は、本事業の理念に基づき、基本的人権を尊重し、住まい関連の業務を通じて、自社の役割と責任について、社会に貢献するよう努めなければならない。

第三条 会員は、本事業の遂行に際して一定の資格を有することが必要である場合においては、法に定める資格を有することなく当該業務を遂行してはならない。

第四条 会員は、虚偽、誤解を招くような行為等により、自分自身や業務についての情報提供や宣伝、誘引活動をしてはならない。

第五条 会員は、自己の有する業務に係る知識と技能を恒常的に向上させることに努め、消費者にとって有意義な情報とサービス、商品を提供しなければならない。

第六条 会員は、業務上知り得た顧客の情報の取扱、管理については十分に注意し、守秘義務を遵守しなければならない。

第七条 会員は、自己の業務について自己の責任において実行していることを自覚し、本事業が責任を持つような印象を顧客に与えてはならない。

第八条 会員は、本事業もしくは他の会員に対し、意図的に不利益を与えたり、信用を傷つけたりしてはならない。

第九条 会員は、本事業の発展のために、本事業の主催するもしくは共催する活動に積極的に参加し、支援しなければならない。

附則

1. 本倫理規程は、平成21年2月2日より適用する。
2. 本倫理規程は、ネクスト・アイズ株式会社が管理、運用する。